

政令第二百二号

生活衛生等関係行政の機能強化の整備等及び経過措置に関する政令

整備等及び経過措置に関する政令  
内閣は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第三十六号）の施行に伴い、並びに食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第八十条第三項（「食品衛生法及び栄養改善法」の一部を改正する法律（平成七年法律第一百一号）附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。）、水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第十二条第二項（同法第三十一条において準用する場合を含む。）及び第十九条第三項（同法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条及び第八条の二、東日本大震災対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三条第一項第一号、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十二条第四項、厚生労働省設置法（平成二十一午法律第九十七号）第十二条第二項並びに生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律附則第六条の規定に基づき、並びに水道法を実施するため、この政令を制定する。

附

第一回 関係政令の整備等

**第一条** 食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百一十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項の政令を「(食品衛生法及び營養改善法の一部を改正する法律(平成七年法律第二百一号)以下この条において「平成七年改正法」という。)附則第二条の二第六項及び第二条の三第七項において準用する場合を含む。)の政令」に、第十九条第一項を「第八条第一項、第十二条(法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)、第十三条第一項(法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第三项、第十四条、第十八条第二項(法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)及び第三项、第十九条第一項」に、「並びに第七十八条」を「これらの規定を平成七年改正法附則第二条の二第五項及び第二条の三第六項において準用する場合を含む。」並びに第四項並びに第七十八条第一項並びに平成七年改正法附則第二条の二第一項」に改める。

**第一条** 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する

第五条第一項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御名  
御璽

令和六年三月十九日

内閣總理大臣 岸田 文雄





第二十条の見出し中「海外プロジェクト審議官」の下に「上下水道審議官」を加え、同条第一項第十四項から第十九項までを一項ずつ繰り下げ、

十四人」に改め、同条中第十三項を第十四項とし、第九項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第八項の次に次の二項を加える。  
9 上下水道審議官は、命を受けて、水道及び下水道に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

第九十一条第一項中「下水道部」を削り、「六課」を「九課」に、「治水課」を

〔治水課  
上下水道企画課  
下水道事業課〕

に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第九十三条第一号中「下水道部」を「上下水道企画課」に改め、同条第二号中「以下この条、次条及び第九十七条」を「第十号」次条及び第一百条第二号に改める。

第九十五条第一号中「下水道部」を「上下水道企画課及び下水道事業課」に改め、同条第二号中「下水道部」を「水道事業課及び下水道事業課」に改め、同条第六号中「の施行に関する事項」(下水道部の所掌に属するものを除く)を「第七条第一項に規定する河川管理者事業計画に関する事項」に改め、同条第九号中「下水道部」を「下水道事業課」に改める。

第一百条から第一百二条までを削り、第九十九条を第一百二条とし、第九十八条を第一百一条とする。

第九十七条第一号中「指導」の下に「水道」を加え、同条を第一百条とし、第九十六条の次に次の三條を加える。

(上下水道企画課の所掌事務)

第九十七条 上下水道企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道及び下水道に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

二 日本下水道事業団の行う業務に関する事項。

三 前二号に掲げるもののほか、下水道に関する事項

(水道事業課の所掌事務)

第九十八条 水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 水道事業及び水道用水供給事業の指導、監督及び助成(災害復旧事業に係るものにあっては、工事の指導)に関する事項。

二 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関する事項(河川環境課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く)。

三 前二号に掲げるもののほか、水道に関する事項その他の飲用に供する水の利用に関する事項(上下水道企画課の所掌に属するものを除く)。

(下水道事業課の所掌事務)

第九十九条 下水道事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共下水道事業、流域下水道事業及び都市下水路事業の指導、監督及び助成(災害復旧事業に係るものにあっては、工事の指導)に関する事項。

二 土地地区画整理事業として行われる下水道の整備に関する事項(河川環境課及び下水道事業課の所掌に属するものを除く)。

三 下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画に関する事項。

四 下水道の放流水の水質の保全及び再利用に関する事項(下水道に関する技術に関する研究及び開発に関する事項)。

五 下水道に関する技術に関する研究及び開発に関する事項。

六 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針(下水道に係る部分に限る)の策定に関する事項。

七 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行に関する事項のうち、下水道に係るものに関する事項。

八 水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条の二第一項及び第二項に規定する雨水出水浸水想定区域に関する事項。

第一百四条第六号中「第八条第一項第九号から第十一号まで」を「第八条第一項第十号から第十二号まで」に改める。

第一百八十五条第一号口及び第一百八十六号第一号ハ中「及び下水道」を削る。

附則第十四条の二の見出し中「下水道部下水道事業課」に改め、同条中「下水道部下水道事業課は、第百一条各号」を「下水道事業課は、第九十九条各号」に改める。

(環境省組織令の一部改正)

第十三条 環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第五条中第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の二号を加える。

十二 環境の保全の観点からの水道水その他の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制(水を供給する者に対するものを除く)の実施に関する事項。

十三 第十二条中第九号を第十号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 環境の保全の観点からの水道水その他の飲用に供する水に関する水質の保全及び衛生上の措置に関する基準等の策定並びに当該保全及び措置に関する規制(水を供給する者に対するものを除く)の実施に関する事項。

第十四条 第八号中「第五条第十五号」を「第五条第十六号」に改める。

(薬事・食品衛生審議会令の一部改正)

第十四条 薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

第一条中「薬事・食品衛生審議会」を「薬事審議会」に改める。

第二条第一項中「三十人」を「二十人」に改める。

第六条を削る。

第七条第一項中「及び分科会」を削り、同条第二項中「分科会に置かれる部会にあっては、分科会長」を削り、同条第六項中「(分科会に置かれる部会にあっては、分科会。以下この項において同じ。)」を削り、同条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第九条第三項中「分科会及び」を削り、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十二条ただし書を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十二条とする。

(第二章 経過措置)

第十五条 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行前にエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十五条第三項の規定により從前の主務大臣が定め、同条第四項の規定により公表した指針(水道法による水道事業及び水道用水供給事業に係るものに関する事項)は、整備法の施行後は、同条第三項の規定により主務大臣が定め、同条第四項の規定により公表したものとみなす。

(指定に関する経過措置)

第十六条 整備法の施行前に環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)附則第二条第二項の規定に基づき厚生大臣、農林水産大臣、通商産業大臣及び建設大臣がした指定であつて、中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号)第千三百一一条第一項の規定により厚生労働大臣、農林水産大臣、經濟産業大臣及び国土交通大臣がした指定とみなされたものは、整備法の施行後は、農林水産大臣、經濟産業大臣及び国土交通大臣がした指定とみなす。

2

整備法の施行前に経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定により厚生労働大臣がした同項第四号に掲げる事業に係る指定は、整備法の施行後は、国土交通大臣がした指定とみなす。

（省令の効力に関する経過措置）

**第十七条** 整備法の施行前に環境影響評価法の規定により発せられた河川法（昭和三十九年法律第六百六十七号）第三条第一項に規定する河川に関するダムの新築並びに堰の新築及び改築の事業に係る厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令は、整備法の施行後は、環境影響評価法の規定により発せられた農林水産省・経済産業省・国土交通省令としての効力を有するものとする。

整備法の施行前に民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第六百四十九号）第三条第一項・第四条第一項及び第五条第一項の規定により発せられた厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令は、整備法の施行後は、これらの規定により発せられた農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令としての効力を有するものとする。

（施行期日）  
附 則

**第一条** この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中「水道法施行令」第五条の改正規定（同条第一項第六号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める部分を除く。）及び同令第七条の改正規定（同条第一項第四号中「厚生労働省令」を「国土交通省令・環境省令」に改める部分を除く。）は、令和七年四月一日から施行する。

（薬事・食品衛生審議会への意見の聴取に関する経過措置）

**第一条** この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第八十七号）第五十六条「エネルギー」の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（平成十七年法律第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六十四条及び第一百二十条第四項）の規定（この政令の施行前に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第八十七号）第五十六条「エネルギー」の使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（平成十七年法律第五項、第二十九条第五項、第四十一条第五項、第一百六十四条及び第一百二十条第四項）の規定）の有効な利用の促進に関する法律（平成二年法律第四十八号）第二十三条第三項、第二十五条第三項及び第三十三条第三項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第六百十二号）第七条の七第三項「特定化学物質の廃棄への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）」第十八条並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づき薬事・食品衛生審議会に対して行われた意見の聴取は、この政令の施行後は、薬事審議会に対して行われたもののみである。

（日本下水道事業団法施行令の一部改正）  
第三条 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「下水道部下水道企画課」を「上下水道企画課」に改める。

（国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令の一部改正）

第四条 国立研究開発法人土木研究所法第十二条第五号の建設工事を定める政令（平成十二年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。  
本則中「第九号から第十一号まで及び第十六号」を「第十号から第十二号まで及び第十七号」に改める。

内閣総理大臣	岸田 文雄
厚生労働大臣	武見 敏三
農林水産大臣	坂本 哲志
経済産業大臣	齋藤 健
国土交通大臣	齊藤 鉄太郎
環境大臣	伊藤信太郎